

鹿田地区の正課外活動における「大学が定める課外活動禁止行為」及び
「大学が示す課外活動における感染症対策」

2025. 11. 24

1 大学（鹿田地区）が定める課外活動禁止行為

- 合宿，遠征，試合・イベント等の実施・参加を，医歯薬学総合研究科等学務課に届け
を出さず行うこと
- 学内外において，感染防止対策が不十分な状態での飲み会や歓送迎会，会食を行うこ
と
会食する場合は，
 - ・発熱（37.5 度以上，または，普段より 1.0 度以上），咳嗽，咽頭痛，腹痛，
嘔気，下痢など感染症罹患と思われる体調異常のある場合，参加しない
 - ・換気環境の確保や頻回の手指消毒に努める
- 新入生勧誘活動期間内に，以下の行為を行うこと
 - ・学内外における飲食・会食を伴う新入生勧誘活動において，飲酒を行うこと
 - ・通常の活動場所以外での新入生勧誘活動を大学の許可無く行うこと

2 大学（鹿田地区）が示す課外活動における感染症対策

- (1) 発熱（37.5 度以上，または，普段より 1.0 度以上），咳嗽，咽頭痛，腹痛，嘔気，
下痢など感染症罹患と思われる体調異常のある場合，参加しない。
- (2) 換気環境の確保や頻回の手指消毒に努める。
- (3) 参加者の中に感染者が確認された場合は，その情報を医歯薬・学務課（086-235-
7002）に連絡する。
- (4) 参加する大会等の主催者が定めた感染防止対策，及びこの大学（鹿田地区）が求め
る一般的な感染症対策を遵守する。